

船級符号への付記に関する事項

改正細則

登録規則細則

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

現在本会では、デジタル、環境、安全及び労働の各分野における顧客の革新的な取り組みをサポートする枠組みとして「Innovation Endorsement」を提供しており、当該枠組みの中で、船舶、製品及びソリューション並びに組織の認証を行っている。

このうち、船舶の認証においては、革新的な取り組みを講じる船舶に対して、関連する記号の船級符号への付記を行っている。

しかしながら、これらの記号の船級符号への付記について、設備の適切な運用及び保守が難しい場合等における消除の取扱いが不明確となっている。

このため、当該取扱いを明確にすべく、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 登録規則細則に、「Innovation Endorsement」に関連するガイドラインとして、デジタルスマートシップガイドラインの他に、環境ガイドライン、先進的な安全対策に関するガイドライン、船上の居住・労働に関するガイドラインを追記する。
- (2) 前(1)に掲げるガイドラインに基づく記号の船級符号への付記について、消除に関する取扱いを明記する。

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.3 を次のように改める。

2.1.3 船級符号への付記

- 1. 規則 2.1.3-1. の付記は、船級規則における特別の要件の付加、条件の緩和等の規定を適用して船級登録した場合に行う。
- 2. 規則 2.1.3-1.(4) の「本会が必要と認めた船舶」とは次に類するものをいう。
 - (1) 船体の主要部材に鋼以外の材料を使用した船舶
 - (2) 高度な直接強度計算を行うなど、詳細な構造解析手法を適用して構造寸法等が承認された船舶
 - (3) 船級維持検査において特別な要件を適用することを前提に船級登録された船舶
 - (4) 船級規則で想定される以外の設計概念に基づき設計建造されたもので、特別の要件を付加して船級登録された船舶
 - (5) 特定の基準に基づき防食措置が施された船舶
 - (6) 特定の基準に基づき防音措置が施された船舶
- 3. 規則 2.1.3-2. の付記は、次の(1)及び(2)に従って行う。
 - (1) 次の(a)から(i)に掲げる付記は、船主からの申込みに基づき、本会が別途発行するガイドライン又はその他適当と認める指針等に従って、次に掲げる船舶について行う。
 - (a) 「環境ガイドライン」における最低要件又は追加特性に従って、環境対策として特別な措置が講じられている船舶：「*Environmental Awareness*」（略号：EA）
 - (b) 「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」に従って、船舶のリサイクルのための有害物質一覧表が備え付けられている船舶：「*Inventory of Hazardous Materials*」（略号：IHM）
 - (c) 居住区域等に対する騒音・振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「*Noise and Vibration Comfort*」（略号：NVC）
 - (d) 機関室の機器に対する振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「*Mechanical Vibration Awareness*」（略号：MVA）
 - (e) 港湾での大気汚染対策として「高圧陸電設備ガイドライン」に従って、高圧陸電の受電設備が設置されている船舶：「*High Voltage Shore Connection Systems*」（略号：HVSS）
 - (f) 次の i) から iv) に記す革新的な取り組みが講じられている船舶
 - i) 「デジタルスマートシップガイドライン」に従って、デジタル技術等を活用したシステム（スマートシステム）が備えられている船舶：「*Digital Smart Ship(XX)*」（略号：DSS(XX)、ただし、XX には該当するスマートシステムを示す。）
 - ii) 「環境ガイドライン」における先進的な環境対策に従って、環境対策として特別な措置が講じられている船舶：「*Advanced Environmental Awareness(XX)*」（略号：a-EA(XX)、ただし、XX には該当する環境対策を示す。）
 - iii) 「先進的な安全対策に関するガイドライン」に従って、安全対策として特

別な措置が講じられている船舶：「Advanced Safety (XX)」(略号：a-SAFE(XX)，ただし，XXには該当する安全対策を示す。)

- iv) 「船上の居住・労働環境に関するガイドライン」に従って，船上の居住・労働環境を改善する設備等を有する船舶：「Excellent Living and Working Environment (XX)」(略号：ELW(XX)，ただし，XXには該当する設備等を示す。)
 - (g) 「船舶におけるサイバーセキュリティデザインガイドライン」に従って，サイバーセキュリティ対策が講じられている船舶：「Cyber Resilience-Guideline」(略号：CybR-G)
 - (h) 船舶の二酸化炭素放出抑制に関し特別な措置が講じられている船舶（二酸化炭素溶出抑制指標が，海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3.4において，当該船舶に適用されるフェーズの削減率よりも厳しいフェーズの削減率を採用した場合（Ro-ro 貨物船及び Ro-ro 旅客船にあつては，二酸化炭素放出抑制指標規制値がより厳しい場合に限る。）の要求値を満足する船舶）：「Energy Efficiency Design Index-phaseX」(略号：EEDI-pX，ただし，Xは採用したフェーズを示す。)
 - (i) その他本会が特定の付記が必要であると認める船舶
- (2) 次の(a)及び(b)に掲げる付記は，海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.1.3に従って，次に掲げる船舶について行う。
- (a) 船舶の窒素酸化物放出抑制対策として海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するディーゼル機関を備え，窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶：「Nitrogen Oxides Emission-Tier III」(略号：NOx-III)
なお，同規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するため，選択式触媒還元脱硝装置，排ガス再循環装置，二元燃料機関又はガス専焼機関を使用する船舶に対しては，搭載される装置／機関に応じて，当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また，i)及び ii)の装置を備える機関並びに iii)及び iv)の機関の用途については，船級登録原簿に注記として記載する。
 - i) 選択式触媒還元脱硝装置を使用するもの：
Selective Catalytic Reduction (略号：SCR)
 - ii) 排ガス再循環装置を使用するもの：
Exhaust Gas Recirculation (略号：EGR)
 - iii) 二元燃料機関を使用するもの：
Dual Fuel Engine (略号：DFE)
 - iv) ガス専焼機関を使用するもの：
Gas-only Engine (略号：GOE)
 - (b) 次の i)及び/又は ii)を搭載し，海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.2.2-1.又は-2.に定める硫黄の質量濃度に関する規制に適合するか，当該規制への適合と少なくとも同等の実効性を有する船舶に対し，「Sulphur Oxides」(略号：SOx)を船級符号に付記する。なお，搭載される設備／装置に応じて，当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また，i)の燃料並びに ii)の燃料を使用する機関及び iii)の装置を備える機関の用途については，船級登録原簿に注記として記載する。

- i) 鋼船規則 GF 編 2.2.1-28.に規定する低引火点燃料を使用するための設備：
Low Flash-point Fuel（略号：LFF）
- ii) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.1.3 に規定する代替物として主管庁に承認された排ガス浄化装置：
Exhaust Gas Cleaning System（略号：EGCS）

-4. -3.(1)f)に掲げる付記については、船舶の所有者又は船舶の所有者との船舶管理契約を結ぶ組織又は個人の変更等により設備等の適切な運用及び保守が難しいと本会が認めた場合又は要求される検査に合格しないものと検査員から報告され本会がこれを認めた場合には、当該船級符号への付記を消除し、船舶の所有者にその旨を通知する。